

藤枝市浄化槽設置補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を設置する者に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、藤枝市補助金等交付規則（平成17年市規則第2号）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第4条の規定による構造基準に適合するもので、浄化槽整備事業費国庫補助金交付要綱（平成6年10月20日付け厚生省生衛第902号厚生事務次官通知）に基づく浄化槽設置整備事業として国庫補助金の交付の対象となる浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条の規定により浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽とみなしたものをいう。

(交付の対象)

第3条 補助金の交付対象地域は、藤枝市の行政区域内であって、次に掲げる区域以外の区域とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 公共下水道事業計画に定められた処理区域
- (2) 農業集落排水事業実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第27号農林水産事務次官通達）により事業実施地区の採択を受けた区域
- (3) 藤枝市地域汚水処理施設条例（平成20年藤枝市条例第53号）に定められた処理区域
- (4) 前3号に掲げる区域以外の地域で、生活排水を集合処理する浄化施設を有する区域（当該浄化施設が廃止されることが確実な区域を除く。）

2 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 住宅（延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する小規模店舗等併用住宅を含む。以下同じ。）を建築し、浄化槽を設置する者
- (2) 住宅の単独処理浄化槽に換えて浄化槽を設置する者
- (3) 住宅の汲取り式便槽に換えて浄化槽を設置する者
- (4) 前項第4号かっこ書きに規定する区域において、生活排水を集合処理する浄化施設を廃止し、住宅に浄化槽を設置する者

3 補助の対象となる浄化槽は、全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会に登録した浄化槽とする。また、処理対象人員が10人以下のものとし1家庭につき1基とする。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認の申請又は浄化槽法第5条に基づく設置の届出を行わずに浄化槽を設置する者
- (2) 販売の目的で浄化槽付住宅を建築する者

- (3) 貸家を目的に浄化槽付住宅を建築する者
- (4) 季節的に使用する住宅に浄化槽を設置する者
- (5) 事業完了後、設置場所に転入又は転居の意思が認められない者
- (6) 浄化槽法第7条及び第11条に基づく検査について、同法第57条の規定により県知事が指定した機関と契約を行わない者

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用（既設単独処理浄化槽の撤去、汲取り便槽の撤去及び用地の取得又は借上げ等に要する費用を除く。以下この条において同じ。）とし、別表に定めるところによる。

(宅内配管工事費補助金)

第5条 既設の単独処理浄化槽に換えて浄化槽を設置する者のうち、建築確認申請を要する増改築をしないものに対しては、既設配管の撤去に要する経費、宅内配管として浄化槽への流入管、枘の設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に要する費用に限り、宅内配管工事費補助金として300,000円（当該工事に要する費用に相当する額が300,000円に満たない場合はその額）を限度として、前条に規定する補助額に加算して交付する。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 配置配管図
- (3) 事業経費の見積書
- (4) 建築確認済証の写し又は浄化槽設置届出書の写し
- (5) 浄化槽登録証の写し
- (6) 登録浄化槽管理票C票
- (7) 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証
- (8) 管理誓約書
- (9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（第3号様式）によりそれぞれ通知する。

3 次に掲げる事項は、交付の決定をする条件となるものとする。

- (1) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

- (2) 補助事業により設置した浄化槽については、市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。
- (3) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (4) 補助事業により設置した浄化槽は、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、定期的に保守点検及び清掃を行い、年に1度の法定検査を受け、機能の保持をしなければならない。

(変更承認申請)

第8条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2項の補助金交付決定通知を受けたのち、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止しようとするときは、補助金変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助対象者は、補助事業の予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の変更を承認したときは、補助金変更承認通知書（第5号様式）により通知する。

(完了届)

第10条 補助対象者は、補助事業の完了の後30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日までに完了届（第6号様式）に次の書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業経費請求書の写し
- (2) 浄化槽法第7条の検査依頼書の写し及び同法第11条の検査に係る契約書の写し
- (3) 保守点検業者との業務委託契約書の写し
- (4) チェックリスト
- (5) 施工写真一式
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により完了届を受領したときは、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかを審査し、適合すると認めるときは補助金の交付を確定し、補助対象者に補助金交付確定通知書（第7号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第12条 補助対象者は、前条の通知を受領した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月20日までに補助金交付請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

第13条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の全

部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(処理施設の維持管理)

第15条 浄化槽を設置したものは、定期的に維持管理を行ない、排水浄化に努めなければならない。

2 浄化槽の保守点検及び清掃は、浄化槽法に基づき定期的に点検、清掃しなければならない。

3 浄化槽法第7条及び11条による水質に関する検査を受けなければならない。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年5月16日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

人槽区分	補助基準額		補助金の額
	既設の単独処理浄化槽を浄化槽に付け替える場合（建築確認申請を要する増改築等に係る場合を除く。）	その他の場合	
5人槽	332,000円	200,000円	浄化槽の設置に要する費用と補助基準額とを比較し、いずれか少ない額
7人槽	414,000円		
10人槽	548,000円		